

新潟県毒物劇物取扱者試験実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、毒物及び劇物取締法第8条第1項第3号の規定により行う試験の実施について、必要な事項を定めるものとする。

第2 試験の種類

試験の種類は、次のとおりとする。

- 1 一般毒物劇物取扱者試験
毒物劇物の全品目を取り扱う責任者
- 2 農業用品目毒物劇物取扱者試験
農業上必要な毒物又は劇物のみの販売業に係る責任者
- 3 特定品目毒物劇物取扱者試験
限定された毒物又は劇物のみの販売業に係る責任者

第3 受験資格

年齢、学歴、経験等は問わない。

第4 試験の内容

試験科目は次に掲げるものとし、試験の方法は筆記方式（マークシート）による。

- 1 毒物及び劇物に関する法規
- 2 基礎化学
- 3 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
- 4 毒物及び劇物の識別及び取扱方法

第5 試験の実施時期

試験は、毎年1回、知事が適当と認めた時期に実施する。

第6 受験手続

1 提出書類

ア 受験願書

イ 受験願書データ

ウ 写真

出願前6か月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きのパスポートサイズ（4.5 cm×3.5 cm）のものを受験票と一体になった写真用台紙に貼り、必要事項を記入する。

エ 受験票

写真用台紙の裏面の記入上の注意に従い、必要事項を記入する。

2 受験手数料

10,500円を次の方法により納付する。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするもの（願書提出窓口におけるキャッシュレス決済）

イ 新潟県電子申請システムを用いた電子納付

3 受験願書の提出先

感染症対策・薬務課、各地域振興局健康福祉（環境）部及び新潟市保健所

第7 この要綱に定めるもののほか、試験の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。